

別表第四 通信制の学科の校舎に係る校舎面積（第四十八条関係）

イ 基礎校舎面積の表

課程の区分	通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積 (平方メートル)
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	260
		八十一人以上	$260 + 1.8 \times (\text{生徒総定員} - 80)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	200
		八十一人以上	$200 + 1.5 \times (\text{生徒総定員} - 80)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	130
		八十一人以上	$130 + 1.5 \times (\text{生徒総定員} - 80)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	130
		八十一人以上	$130 + 1.4 \times (\text{生徒総定員} - 80)$

備考

- 一 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。（ロの表において同じ。）
- 二 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（ロの表において同じ。）
- イ 科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合
- ロ 主たる校地から遠く隔つた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合

ロ 加算校舎面積の表

課程の区分	通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積 (平方メートル)
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	180
		八十一人以上	$180 + 1.8 \times (\text{生徒総定員} - 80)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	140
		八十一人以上	$140 + 1.5 \times (\text{生徒総定員} - 80)$
	工業関係、農業関係、医療	八十人まで	110

一般 課程	関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十一人以上	$110 + 1.5 \times (\text{円} \div 100 - 80)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで 八十一人以上	100 $100 + 1.4 \times (\text{円} \div 100 - 80)$

附 則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。